

## 北方多目的広場不陸整正等修繕仕様書

この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件名 北方多目的広場不陸整正等修繕

2 目的 本修繕は、北方多目的広場において部分的な不陸整正等を行い、適切なグラウンド状態に復旧し、利用者の安全性及び利便性を図ることを目的とする。

3 施行場所 市川市北方町4丁目2282番

4 施行期間 令和8年1月20日（火）から 令和8年2月13日（金）まで  
ただし、土曜日、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

5 修繕内容 北方多目的広場において雑草等の影響によりグラウンド内で部分的に起伏が出来ている範囲を適切なグラウンド状態に復旧するもの。

### 【北方多目的広場不陸整正等修繕】

名称	品質・形状・寸法	数量	単位
草刈		1360	m <sup>2</sup>
黒土材料費	70%	95	m <sup>3</sup>
山砂材料費	30%	40	m <sup>3</sup>
運搬		1	式
混合砂整地		2700	m <sup>2</sup>
転圧		2700	m <sup>2</sup>
塩化カルシウム散布	1kg/m <sup>2</sup>	2700	m <sup>2</sup>
諸経費		1	式

6 添付資料 北方多目的広場位置図（別紙1）

7 提出書類及び報告書

（1）報告書（成果品）

受注者は、当該修繕を完成させた成果として、次に掲げる成果品を受注者に提出する

ものとする。

- 1) 修繕実施前、実施中及び修繕終了後に修繕の履行がわかる写真を提出する。なお、写真撮影に際しては、黒板（あるいはホワイトボード）等に件名を明記するとともに撮影場所が判別できる背景を入れるものとする。

## 8 その他

- (1) 発注者は、受注者の修繕履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し修繕の改善を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、修繕の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、この修繕の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受注者は、修繕の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受注者は、修繕の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 修繕の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 受注者は、施工材料等の適切な品質管理を行わなければならない。
- (8) 受注者は、修繕施工現場において発生した発生品については取りまとめて適切に保管し、その処理については監督員の指示を受けなくてはならない。
- (9) 受注者は、常に安全対策に留意し、労働安全衛生規則等に定める現場管理を行うとともに、その他の関係法令に対しても十分留意し、事故の未然防止に努めなければならない。
- (10) 受注者の判断において、修繕施工現場が危険なため立ち入りを禁止する必要がある場合は、予め監督員の承諾を受け、その区域を適切に防護するとともに、立ち入り禁止標示の処理を講じなければならない。
- (11) 契約不適合責任  
発注者は、本契約による作業の結果が、約款及び仕様書等に定めた業務の内容に適合しないことを認識した場合、当該不適合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、認識した時点から1年以内の間に受注者に対する通知を行うことにより、受注者に対して履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
- (12) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

別紙 1

